

平成30年3月27日

学長の業務執行状況の確認結果について

放送大学学園

放送大学学長選考会議は、放送大学学長選考会議規則第3条第3号に基づき、学長の業務執行状況の確認について、下記のとおり実施した。

記

1. 確認方法等の概要

來生新学長（任期：平成29年4月1日から平成33年3月31日まで）について、放送大学学長選考会議における学長選考等の手続に関する規程（平成26年学長選考会議規程第1号）第9条第2項の規定に基づき、「放送大学次期学長予定者の決定について」（平成29年1月12日）の選考の理由に掲げられた主要な方策その他業務執行状況について、同学長から提出された資料及び面接により、業務執行状況の確認を行った。

2. 確認結果の概要

(1) 総括

來生学長は、選任後の1年間において、下記の重要課題に着実に取り組んで来た。その中で、放送大学に対する新たなニーズと改革の方向性を明確に示し、前例にとらわれず、実行に移しつつあることを高く評価するとともに、今後、改革の実現に向けて、さらに指導力を発揮していくことを期待する。

(2) 個別事項：重要課題

○ 学内における自発的改革の実現及び学外への情報発信

來生学長は、放送のマルチチャンネル化を契機とする大学改革など具体的なアクションプランを含む「Vision17-放送大学新時代-」を策定し、学外に広く周知するなど、自発的な改革の実現や学外への情報発信に向けて積極的に取り組んでいる。

○ 教育の質の向上並びにオンライン授業による新たな教育手法の構築

データサイエンスの手法による教育の質向上に向け、学内の縦割りの調査の見直し等を行った。

また、オンライン授業に関しては、数の拡大及び質の向上とあわせて双方向性の過重負担の解消など、制度的な見直しを開始した。

○ 地方創生の核として学習センターの新展開を図り、地域の大学との連携を強化する

各学習センターへの Wi-Fi 設備の設置及びタブレット端末の配布のほか、センター所長の裁量拡大等を図っている。

また、地域の大学との連携強化を図るため、大学設置基準 19 条の見直しの可能性を追求するとともに、学習センターと母体校との新たな業務連携の取組みについて検討を開始した。

○ リメディアル教育の導入による学力向上などの教育改革

全学的なリメディアル教育の導入について方向性を示すとともに、リメディアル教育タスクフォースを設置した。また、学生同士の学びあいを前提とする問題作成、教育体制の構築を試行中であり、来年度からの本格実施及び範囲の拡大を目指している。

さらに、UPO ネットの教育資産をリメディアル教育へ体系的に組み込むことについて検討を開始した。

○ その他

学園の厳しい財務状況に対応するため、教員人件費を含む人件費総額の削減について、学内の合意形成に尽力するとともに、教員研究費の削減、放送授業作成経費の削減方策の導入等を実施した。

また、教員と執行部の意見交換のためのサイト創設、学長補佐制度の活用等を通じ、教学の課題について教員と情報を共有して執行に活かしている。

以 上